

長野県原産地呼称管理制度「審査料」について

申請者の皆様には、審査に係る経費として「審査料」を1申請あたり2,500円※ ご負担頂きます。 ※申請が複数件の場合は、件数分の金額になります。

「審査料」の納入手続き

- ①申請書の受付後、審査料の請求書を発送します。
- ②請求書に記載された期日までに、指定した口座にお振込みください。

※振込手数料は申請者のご負担でお願いします。

※農業農村支援センター及び各市町村の窓口では審査料をお預かりしません。ご注意ください。

【ご注意】

- ・審査料の納入をもって、申請の正式な受理とします。
このため、期限内に納付されなかった場合は、申請を取り下げたものとみなされることがあります。
- ・審査の結果、不合格となった場合や審査途中で申請を取り下げた場合でも、審査料は返還されません。

「長野県原産地呼称管理制度 PR活動のご紹介」

当制度のさらなる認知度向上とブランド化を図るため、認定者の皆さまにも参加いただきながら、PR活動を行っています。



認定米の紹介、販売 ↑

認定を受けた米を日本酒等の他の認定品や長野県産食材とともに紹介します。

「認定米」パネルの作製

新たな申請者獲得に向けてパネルを作製し、啓発チラシを配布



各種イベントへの出展 ↑

県内外で開催される各種イベントにおいて、「長野県原産地呼称管理制度」ブースを出展します。

お問合せ先：「長野県原産地呼称管理委員会 米委員会」事務局

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県農政部農業技術課内

(課長) 小林 茂樹 (担当) 遠山 早織

電話：026-235-7221 (直通) F A X：026-235-8392 E-mail：nogi@pref.nagano.lg.jp

